

戸田市景観計画(案)についての

意見募集に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市景観計画(案)について
意見募集期間 平成21年1月9日(金)～平成21年2月5日(木)

パブリックコメントとしてご意見を募集した結果、メールなどにより2名の方から2件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の概要	市からの回答(対応)
1 「戸田市景観計画(案)」について		
1	<p>一般的に、景観を阻害しているものとして電線・電柱類があると思いますが、本計画にはこのことについて位置づけられていないため、電線・電柱類を地中化する等の方策を位置づけるべきではないかと思いません。</p> <p>電線・電柱類の地中化は、新曽第一・第二土地区画整理事業の区域内であれば、道路の整備と合わせて地中化もやりやすいのではないのでしょうか。また、宅地開発の際には、開発事業者に負担していただくよう条例化してはいかがでしょうか。</p>	<p>電線・電柱類については、本計画では「第2章 景観特性と景観形成の課題」において景観阻害要素として捉えています。また、電線・電柱類の地中化については、公共施設等の景観形成における構成要素として、「第8章 公共施設等の景観形成」-「1. 公共施設等のデザインの基本的考え方」の「④地域景観の骨格を形成する」に含まれていると考え、明示的には表現されていませんでした。そこで、ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、下記のとおり修正・追加することといたしました。</p> <p>さらに、本市における電線・電柱類の地中化については、既に国道17号線や市役所南通りの一部で実施しておりますが、今後は新曽第一・第二土地区画整理事業の区域を含む駅周辺地区などにおいて実施していく予定です。また、電線・電柱類の地中化を宅地開発時に開発事業者負担していただくことにつきましては、新たな負担を求めることになり、法制度上からも大変難しいことと考えております。したがって、</p>

		<p>条例化することは考えておりません。</p> <p>記</p> <p>第8章「公共施設等の景観形成」</p> <p>1. 公共施設等のデザインの基本的考え方</p> <p>④「地域景観の骨格を形成する」</p> <p><修正前></p> <p>道路、河川等の公共施設は地域景観の骨格であり景観の背景となるものであることから、シンプルで伝統的なデザインを原則とし、(以下略)</p> <p><修正後></p> <p>道路、河川等の公共施設は地域景観の骨格であり景観の背景となるものであることから、<u>できる限り電線・電柱等のないシンプルですっきりとした、また伝統的なデザインを原則とし、</u>(以下略)</p>
2	<p>最近、喜沢南のオリンピック通りの街路樹が、バリアフリーという名目のもとにすべて伐採されてしまいました。</p> <p>街路樹がないと、特に夏場に歩道を通行する際には、木陰がないのでお年寄りや子どもなどの熱中症が心配されます。また、景観上も殺風景でストレスがたまります。</p> <p>そこで、歩道に街路樹をたくさん植えることを望みます。</p>	<p>街路樹につきましては、公共施設等の景観形成における構成要素として、本計画では第4章「景観形成の目標・方針」の景観形成基本方針①「地域の景観資源を活かした潤いのある景観形成」に含まれていると考えます。</p> <p>この方針に沿い、今後も緑の保全などに十分配慮するとともに、国、県等とも連携を図り、潤いのある景観形成の推進に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>